附　則

この政令は、平成二十八年三月一日から施行する。

厚生労働大臣　塩崎　恭久
国土交通大臣　石井　啓一
内閣総理大臣　安倍　晋三

省　令

○総務省令第二号

総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）及び総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）を実施するため、総務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年一月十四日

総務大臣　山本　早苗

総務省組織規則の一部を改正する省令

総務省組織規則（平成十三年総務省令第一号）の一部を次のように改正する。

第八十六条中「監査・行政評価専門課程」を「監査・内部統制専門課程」に改める。

附　則

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

○法務省令第二号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第十九条第二項及び第二十条第二項並びに商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第二条（他の法令の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき、法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年一月十四日

法務大臣　岩城　光英

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の一部を改正する省令

第一条　法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則（平成十三年法務省令第十二号）の一部を次のように改正する。

別表京都地方法務局の部園部支局の款同支局の項管轄区域欄中「南丹市」を「亀岡市　南丹市」に改め、同款亀岡出張所の項を削る。

第二条　登記事務委任規則（昭和二十四年法務府令第十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項中「、木津出張所及び亀岡出張所」を「及び木津出張所」に改める。

附　則

この省令は、平成二十八年二月一日から施行する。

告　示

○宮内庁告示第二号

平成二十九年歌会始のお題は、次のように定められた。

野

平成二十八年一月十四日

宮内庁長官　風岡　典之

○総務省告示第三号

国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律（昭和六十三年法律第九十号）第三条第一項の規定により、衆議院議長の要請があったので、同項の規定に基づき、次の地域を政党事務所周辺地域として指定する。

平成二十八年一月十四日

総務大臣　山本　早苗

名称	公明党本部周辺地域	
期間	平成二十八年一月十七日から平成二十九年一月十六日まで	
地域	東京都新宿区	南元町
		信濃町（環状三号線（外苑東通り）の部分及び同線の東側部分に限る。）
	東京都港区	元赤坂二丁目（二番に限る。）
		北青山一丁目（六番及び七番に接する環状三号線（外苑東通り）の部分に限る。）
側端の一方のみが右の区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点		

○総務省告示第四号

平成二年自治省告示第四十二号の一部について次のとおり変更があったので、地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第八条の三十二第三項の規定に基づき告示する。

平成二十八年一月十四日　総務大臣　山本　早苗

名称	変更事項	新	旧	変更年月日
富士興産株式会社	主たる事務所又は事業所の所在地	東京都千代田区神田東松下町十三番地	東京都台東区柳橋二丁目十九番六号	平成二十七年九月十四日

○総務省告示第五号

平成二年自治省告示第百十一号の一部について次のとおり変更があったので、地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第八条の三十二第三項の規定に基づき告示する。

平成二十八年一月十四日　総務大臣　山本　早苗

名称	変更事項	新	旧	変更年月日
三菱商事石油株式会社	名称	三菱商事エネルギー株式会社	三菱商事石油株式会社	平成二十七年十月一日
三菱商事石油株式会社	主たる事務所又は事業所の所在地	東京都千代田区大手町一丁目一番三号	東京都千代田区丸の内二丁目二番一号	平成二十七年九月十四日

○総務省告示第六号

平成十五年総務省告示第三百五十三号の一部について次のとおり変更があったので、地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第八条の三十二第三項の規定に基づき告示する。

平成二十八年一月十四日　総務大臣　山本　早苗

名称	変更事項	新	旧	変更年月日
トーヨーエナジー株式会社	主たる事務所又は事業所の所在地	大阪府大阪市中央区伏見町四丁目三番九号	大阪府大阪市中央区徳井町二丁目四番十四号	平成二十七年九月十四日

○法務省告示第十二号

北海道上川郡剣淵町役場保存の次の原戸籍の一部が滅失した。

平成二十八年一月十四日　法務大臣　岩城　光英

北海道上川郡剣淵村番外地

○法務省告示第十三号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月五日法務省告示第三百九十三号の一部を次のように改正する。

平成二十八年一月十四日　法務大臣　岩城　光英

第二号の表高島工業の項中「高島工業」を「株式会社高島工業」に改める。

○法務省告示第十四号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十九号の一部を次のように改正する。

平成二十八年一月十四日　法務大臣　岩城　光英

第二号ロの表株式会社加藤岡昌弘商店の項中「千葉県山武郡大網白里町北今泉三千五百七十一番地」を「千葉県大網白里市北今泉三千六百九十六番地百五」に、株式会社エム・イー・エス由良の項中「株式会社エム・イー・エス由良」を「ＭＥＳ－ＫＨＩ由良ドック株式会社」に改める。

○法務省告示第十五号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月二十日法務省告示第四百二十一号の一部を次のように改正する。

平成二十八年一月十四日　法務大臣　岩城　光英